

## 第1章

# 契約の解除によるケースも多い M&Aの中止をめぐる 近時の動向

G F A S 株式会社  
公認会計士

小林 武司

G F A S 株式会社  
公認会計士

香取 武志

### 【この章のエッセンス】

● M&Aは中止に至るケースもあり、中止に備えて手当てをしておくことが肝要である。

● 相手方と契約締結前に中止になるケースだけでなく、契約締結後に中止になるケースも多いため、M&Aプロセス全体を通じて中止判断が求められる。

● M&Aは企業戦略の一手段である以上、戦略の目的が達せられないM&Aは実施すべきではない。また、戦略目的に沿った案件であっても、実行すべき前提条件が充たされない案件もある。

● M&Aの検討を中止する際の留意点としては、事後的に対応するのではなく、事前にいったん始まっ

たM&A案件の検討を中止する際  
のリスクや、中止に至る理由を  
あらかじめ念頭に置く必要がある。

## はじめに

M&Aはクロージング（実行）に至るまでに、いくつものハードルを乗り越えて実現されるものである。しかしながら、残念ながらそのハードルを乗り越えることができず、途中で中止に至ることもある（図表1）。

ソフトバンクグループ（株）によるArm売却については、NVIDIAへ売却する形で話が進んでいたが規制上の理由で売却を断念した。

新日本建設（株）は（株）富士工の買収を中止したと発表した。経営方針や営

業展開などの点で意見の相違が顕在化し、合意していた株式譲渡契約を解除している。

中小企業ホールディングス（株）旧クレアホールディングス（株）は感染

症検査装置販売の（株）オンサイトスクリーンの買収を中止した。契約締結時に説明義務違反があったことから、債務不履行および錯誤を理由に契約を解除している。

この他にも、非上場会社の事例についてはメディアで表に出てくることはないが、中止に至っているケースは多くある。このようにM&Aは成約して華々しくニュースに載るものもあれば、人知れず中止に至っているものもあり、もちろん当事者は中止にならないように案件を進めているが、残念ながら中止になった場合のことを想定して動いておく必要がある。

（図表1） 近年の主な中止事例

2020年8月	キリンホールディングス（株）による豪州子会社の売却の中止（契約の解除）
2020年10月	（株）日本触媒と三洋化成工業（株）の経営統合の中止（契約の解除）
2020年11月	（株）ペルーナによる（株）マキシムの買収の中止（契約の解除）
2020年12月	（株）神戸製鋼所による（株）コベルコ マテリアル銅管の日本産業パートナーズ（株）への売却の中止（契約の解除）
2021年4月	（株）ダスキンによる（株）いちごホールディングスおよび（株）ストロベリーコーンズからの宅配ピザ関連事業の譲受の中止（契約の解除）
2021年8月	中小企業ホールディングス（株）による（株）オンサイトスクリーンとの株式交換の中止（契約の解除）
2021年9月	新日本建設（株）による（株）富士工の買収の中止（契約の解除）
2021年10月	（株）アピリッツによるオンラインゲーム配信サービスの合同会社ムーンラビットの買収の中止（基本合意書解除）
2022年2月	ソフトバンクグループ（株）によるArm LimitdのNVIDIAへの売却の中止（契約の解除）
2022年4月	インヴァスト（株）によるKOYO証券（株）の子会社化の中止（基本合意書解除）
2022年7月	（株）LeTechによる（株）キーストーン・パートナーズとの資本業務提携契約の解消
2022年9月	（株）エルテスによる環境エネルギー普及（株）の買収の中止（基本合意書失効）

（出所） G-FAS作成